

大月町地域猫不妊去勢手術費補助金交付要綱

令和 7 年訓令第 25 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年法律第 105 号)の趣旨に基づき、飼い主のいない猫に不妊又は去勢のための手術の費用を支援することにより、飼い主のいない猫の繁殖抑制を図り、もって公衆衛生・生活環境を保全するとともに、地域住民の動物愛護及び管理についての意識を深め、人と動物の調和のとれた共生社会の実現を目指すことを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語の意義は、次の各号に定める。

(1) 飼い主のいない猫

町内に生息する猫のうち所有者又は占有者(動物の飼育又は保管をする者)のいない猫をいう。

(2) 不妊去勢手術等

雌猫に対する卵巣又は卵巣及び子宮の摘出手術、雄猫に対する睾丸摘出手術並びに手術済みであることを示すための耳先端部への V 字カットを実施することをいう。

(3) 地域猫活動団体

大月町内の町内会、地区会等の地域自治組織又はそれらの連合、集落活動センター、あるいは地域猫活動が行われる地域内住民を代表とする 3 人以上で構成され、地域猫活動を行う団体。ただし、市町村が観光地等の居住区域外での活動を認める場合は、当該地域外住民で構成された団体も差し支えない。

(4) 地域猫活動

地域猫活動団体が、地域に住む住民の十分な理解の下、飼い主のいない猫に不妊去勢手術等を行い、給餌・給水、給餌・給水場及びトイレの設置、清掃等衛生管理、猫の遺棄対策等を実施することで、人と動物の調和のとれた共生社会を目指す一連の活動をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる団体は、次の各号に掲げるいずれにも該当するものとする。

- (1) 地区等の地域自治組織または飼い主のいない猫の不妊去勢手術活動に取り組む地域内住民 3 名以上を含む団体であつて、町内に活動拠点を有する団体。
- (2) 自治組織・団体の代表者が本町の住民基本台帳に登録されていること。
- (3) 自治組織・団体の代表者が県税及び町税を滞納していない者であること。
- (4) 前号に規定する団体の構成員が、大月町の事務及び事業における暴力団の排除に関する

る規則（平成 25 年大月町規則第 1 号。以下「暴力団排除規則」という。）第 2 条第 2 項第 5 号のいずれかに該当する者であるとき。

（補助対象経費及び補助金額等）

第 4 条 この補助金の補助対象となる経費については、飼い主のいない猫に対する不妊去勢手術等に要する費用とする。

2 補助金の額は次に掲げる額又は第 1 項に規定する費用のいずれか低い額とし、予算の範囲内において交付する。ただし、算出された補助金額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

メス猫 1 頭につき 10,000 円

オス猫 1 頭につき 5,000 円

（補助金の交付申請）

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者は、不妊去勢手術の実施前に、地域猫不妊去勢手術費補助金交付申請書（第 1 号様式）に以下の書類を添えて町長に申請しなければならない。

- （1）大月町飼い主のいない猫活動計画書（第 2 号様式）
- （2）飼い主のいない猫の生息地、生息状況が分かる地図
- （3）県税の完納証明書
- （4）前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（交付決定）

第 6 条 町長は、前条第 1 項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、地域猫不妊去勢手術費補助金交付決定（申請却下）通知書（第 3 号様式）により申請者にその旨を通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第 7 条 補助金の交付の目的を達成するため、補助対象者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）補助事業の内容等を変更しようとする場合は、事前に補助金変更申請書（第 4 号様式）を提出して町長の承認を受けなければならないこと。ただし、軽微な変更（補助事業に要する経費の 20 パーセント以内の変更、もしくは補助事業の内容の変更を伴わず、かつ、補助金の交付の決定額の 20 パーセント以内の減額変更をしようとする場合をいう。）をしようとする場合は、この限りでない。
- （2）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告し、その指示を受けなければならないこと。

- (3) 補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書及び関係書類を整理し、かつ、調書及び関係書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならないこと。
- (4) 補助事業と対象経費とを重複して他の補助金等の交付を受けてはならないこと。

(実績報告及び請求)

第8条 交付決定者は、事業実施完了後1月以内又は当該年度に属する2月末日のいずれか早い日までに地域猫不妊去勢手術費補助金実績報告書（第5号様式）及び補助金交付請求書（第6号様式）に以下の書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 手術を実施した猫の写真
- (2) 不妊・去勢手術等の費用に係る領収書

(代理受領)

第9条 補助事業者は、前条第1項の規定による補助金の交付の請求及び当該補助金の受領を、各補助事業のそれぞれを行った者に委任する方法（以下「代理受領」とする。）により行うことができる。ただし、補助事業者が、当該事業区分に係る補助事業の総事業費のうち自己の負担に係る金額を超える額を、各補助事業のそれぞれを行った者に対して支払っている場合は、当該事業区分に係る補助金について代理受領できないものとする。

2 代理受領により補助金の交付を受けようとする者は、前条第1項の規定による補助金額の実績報告時に、補助金交付請求書（代理受領）（第6号様式1）に請求及び受領に関する委任状（第6号様式の2）を添えて町長に補助金の交付を請求するものとする。

3 町長は、前項の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、当該請求を行った者に補助金を交付するものとする。

4 前項の規定による交付があったときは、補助事業者に対し補助金の交付があったものとみなす。

(補助金の交付)

第10条 町長は、前条の規定により、提出された実績報告書等に不備がなければ、補助金の交付決定を受けた者の請求に基づき、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第11条 町長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けた者があるときは、その決定の全部または一部を取り消すことができる。この場合において、既に交付した補

助金があるときは、その者に対し期限を定めてその全部又は一部の返還を求めることができる。

(調査等)

第12条 町長は、必要があると認めるときは、補助対象者に対し、補助事業の状況について報告を求め、又は必要な調査を行うことができるものとし、補助対象者は、町長の求めに応じなければならない。

(その他)

第13条 この補助金の交付に必要な事項については、大月町補助金交付規則(昭和43年規則第6号)及び別に定めるところによる。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。